

東京総合医療ネットワークの構築と 運営協議会の設立に向けて

- ✓ 東京都医師会 地域医療連携システム構築検討委員会からの答申(平成27年7月)
- ✓ 東京総合医療ネットワークについて

東京都医師会地域医療連携システム構築検討委員会
日本医科大学放射線医学
林 宏光

東京都医師会 地域医療連携システム構築検討委員会 からの答申(平成27年7月)

病院-病院
医療ネッ



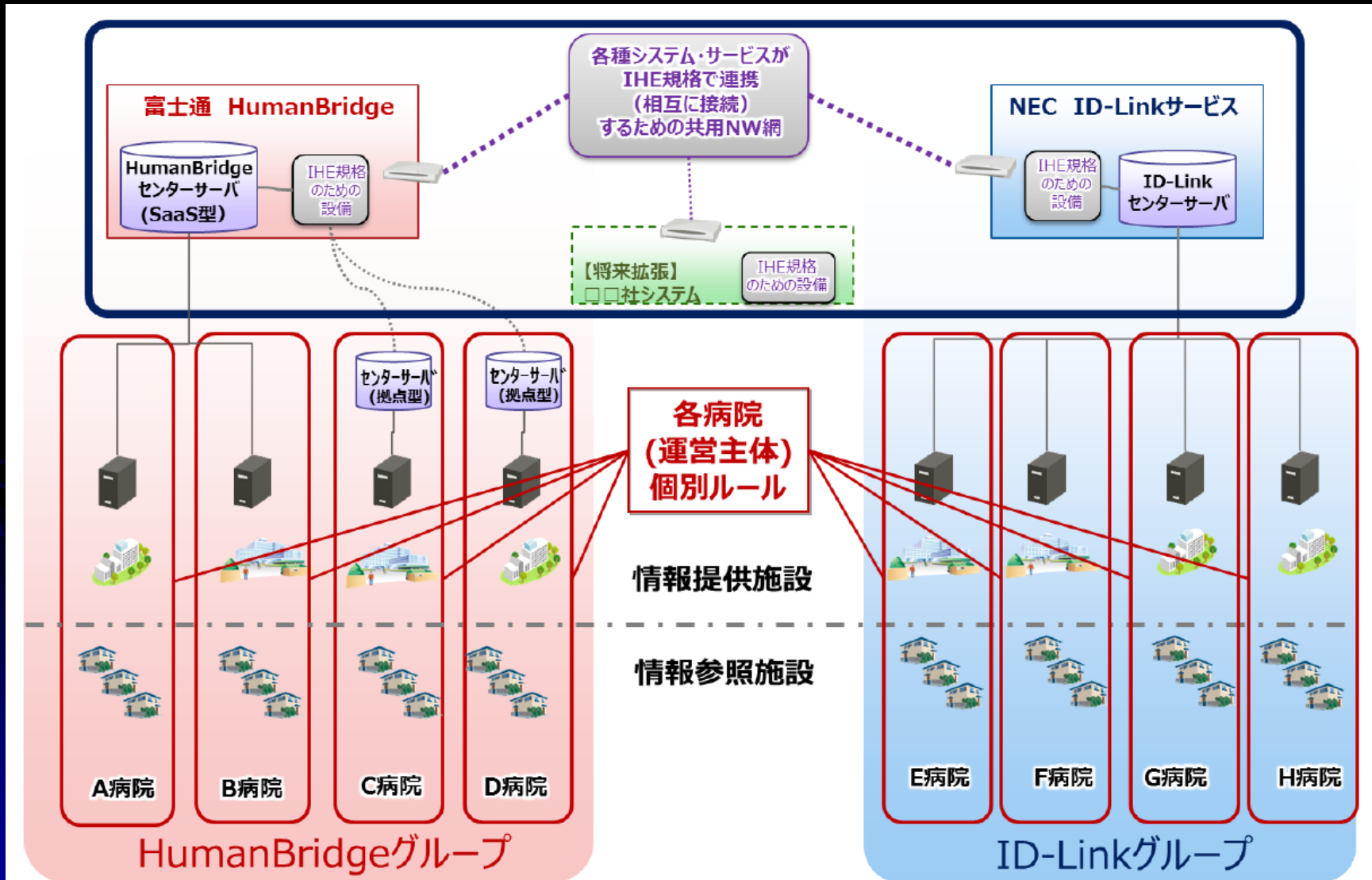
委員会委員
科大学准教授
学特任准教授
塾大学准教授
院事務統括担当役員
検討委員会副委員長
検討委員会委員
株式会社 (NEC)
猪口正孝
目々澤肇
伊藤雅史

公
地域医療

東京都医師会長
尾崎治夫

林委員長

各病院の電子カルテシステムをIHE規格で繋ぐ ネットワークのイメージ

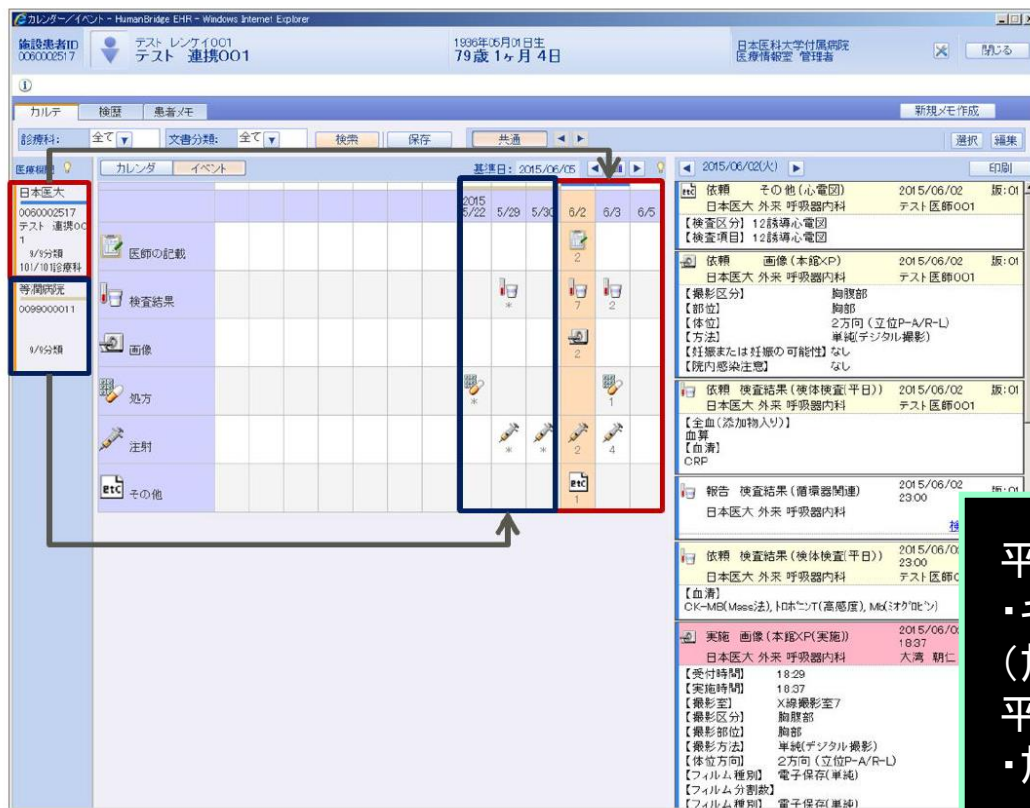


電子カルテ相互接続の事前検証結果

事前検証では、はじめに①両施設の電子カルテ内に同一の患者を複数登録しておき、双方向にその頭書きの内容（氏名・生年月日・住所等）から名寄せを行い、それぞれの電子カルテで記載内容（今回は病名・注射・処方薬）を判読出来ることを確認する、という通常の医療連携の流れを確認した。

両施設の情報が、HBとID-Linkどちらも一覧で参照できる。

者を日本医科大学付属病院に救急転ていないとする設定のもと、日本医一旦ダミー患者として登録しておき、到着・登録後に修正可能）という、ひについても問題なく作動すること



HumanBridge側の画面

- 平成27年度中に連携可能となる項目
- ・キー画像を含む紹介状
- （放射線画像レポート、病理レポート等含む）
- 平成28年度以降に連携可能となる項目
- ・放射線画像、病理画像、内視鏡画像等

東京都の地域包括ケアに必要な電子カルテ・介護システムを結ぶネットワークについて

東京都医師会は、2025年問題を見据え、都民が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを実現するための病院-病院間、病院-診療所間、そして在宅医療に係る多職種を結ぶネットワークの構

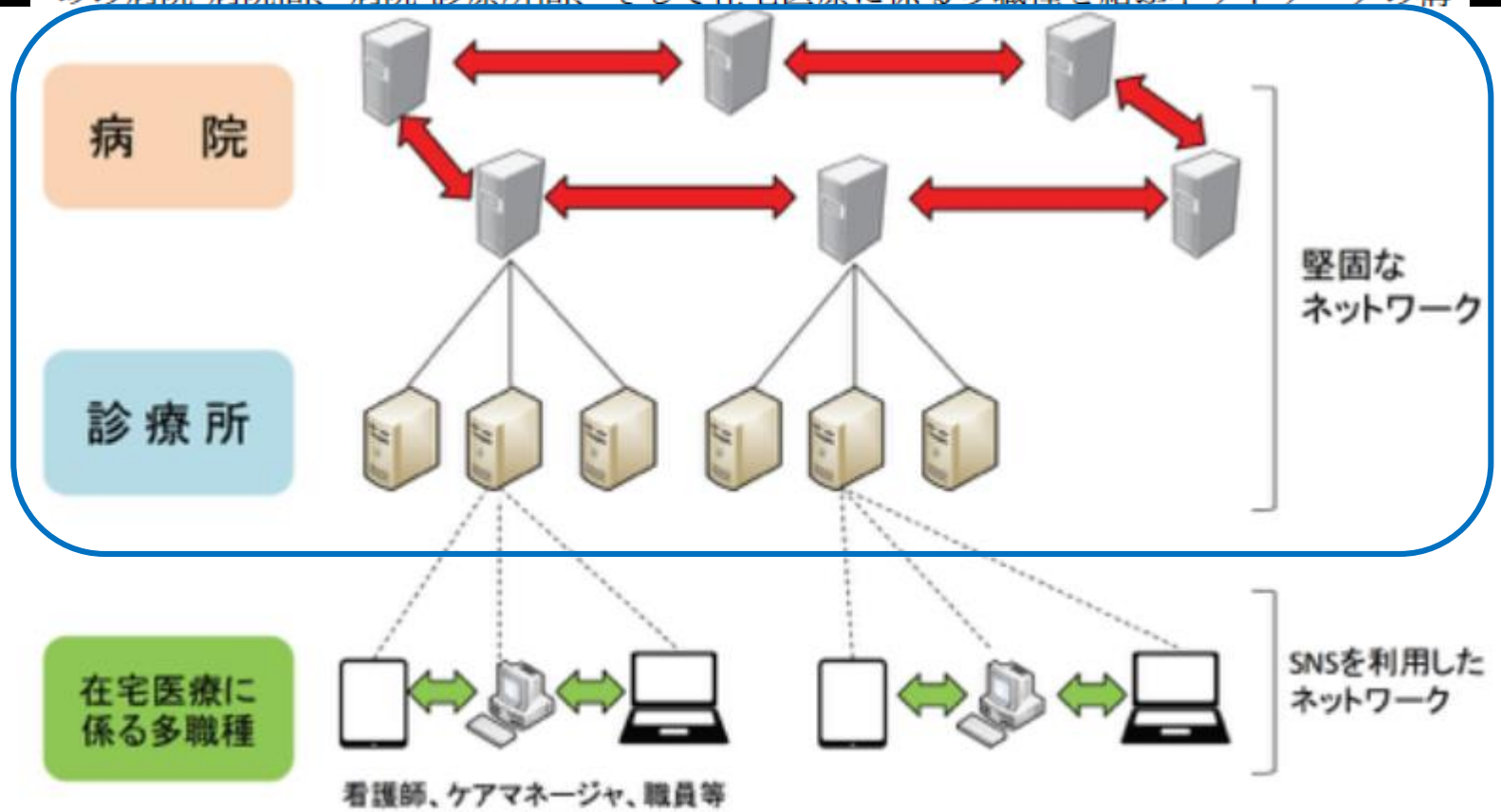
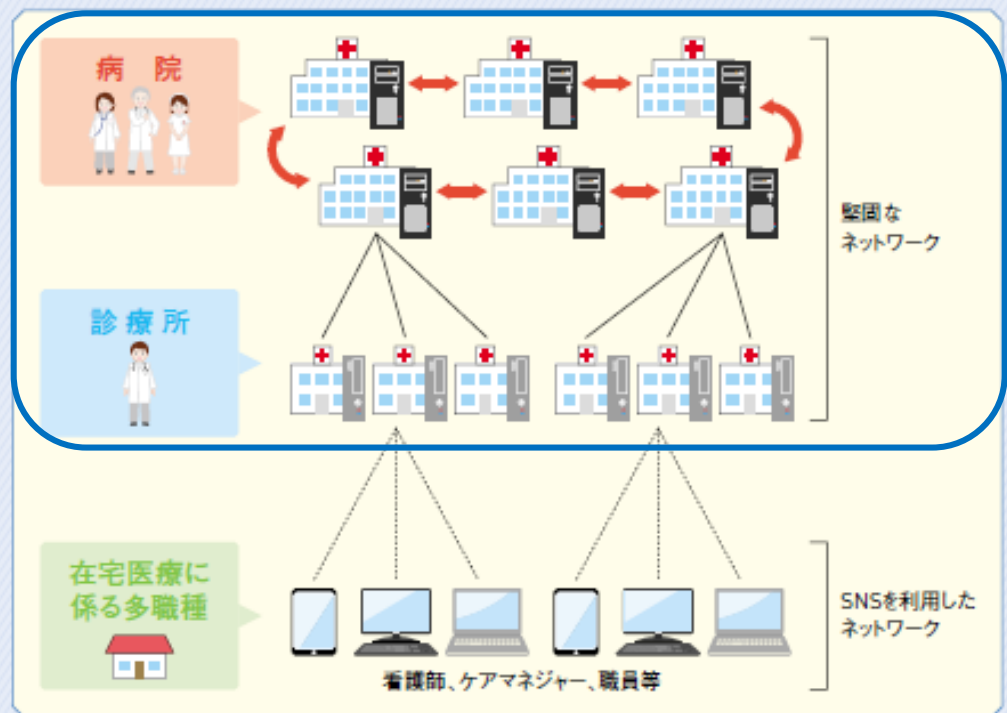


図1：東京都の地域包括ケアに必要な電子カルテ・介護システムを結ぶネットワーク



今後の展開

この技術によって東京都内の病院間医療ネットワークの基幹を形成し、さらに今後診療所等も組み込んで将来の医療ネットワーク完成を目指します。また、前述の「IHE規格によるデータセンター間接続」を受け入れるシステムであれば、接続試験を行った上でネットワークに参加することができます。



公益社団法

地域包括
東京総合



東京総合医療ネットワークについて

東京都医師会ならびに東医地域医療連携システム構築検討委員会は、東京都の「東京都地域医療連携相互ICTシステム整備支援事業」と連携し、東京都医師会役員および電子カルテベンダーを含む多くの関連企業と共に継続的な検討を重ねた結果、2025年問題を見据えて地域包括ケア実現のため、都内医療機関を電子カルテ等で相互接続する医療情報連携ネットワークを実現すべく、そのネットワーク名称を「東京総合医療ネットワーク」と定め、運営協議会の設立に向け行動を開始した。

東京総合医療ネットワークとは、医療機関に属する医師等が電子カルテ等を用いて相互に患者の診療情報等を安全・安心に、かつ円滑・迅速に共有する手段を提供するものであり、既存のグループ内連携を超える場合、異なる電子カルテベンダー間で連携する場合、ならびにグループに属さずに単独で事業参加する場合等において診療情報共有を可能とするものである。

東京総合医療ネットワークの対象となる 医療機関の参加イメージ

東京都内全域でのシームレスでセキュアな診療情報の共有

東京総合医療ネットワーク

Step 1

病院

病院

病院

診療所

クラウド型
高機能EHR

病院

診療所

病院

診療所

特定のベンダーに依らない
SS-MIX2標準化ストレージの
仕組みを用い、IHE統合プロファ
イルに基づくことができる医療機
関は、参加可能

HumanBridge等
グループ病院

ID-Link等
グループ病院

東京総合医療ネットワークでは、参加医療機関を段階的に拡大する

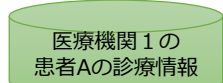
東京総合医療ネットワークの運用イメージ

STEP1 : グループ内連携のネットワークを越えて連携する病病連携を対象とする
 この際、各グループに属する病院・診療所等の診療情報参照施設は、所属するネットワーク内での利用となり、これまでと同様の運用に従う。

東京総合医療ネットワーク参加医療機関

ネットワークX 医療機関 1

※過去に患者Aは医療機関 1 を受診したことがある

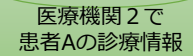


日常診療における医療連携と
大きな違いはない

参照できない

ネットワークY 医療機関 2

1. 来院
2. 診察
3. 患者に説明（既に東総医NWに登録されているかの確認も行う）し同意を取得
4. 紹介状に医療機関 2 の患者IDを記載
5. 情報共有NWシステムに患者Aの「**名寄せ情報**」に「患者番号」を登録（**医療機関 2**）
6. 医療機関 3 へ公開設定を行う。
7. 診療情報（SS-MIXデータ）を作成



医療従事者A

- 1 5. 情報共有NWシステムに患者Aの「**名寄せ情報**」に「患者番号」を登録（**医療機関 3**）

ネットワークZ 医療機関 3

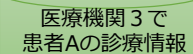
- 紹介、転院、救急、等
8. 来院
 9. 診察
 - 1 0. 紹介状の患者ID情報を元に情報共有NWシステムに患者Aの「**名寄せ情報表**」に「患者番号」を紐付け登録（**医療機関 2、医療機関 3**）
 - 1 1. 医療機関 2 に公開設定を行う。
 - 1 2. 医療機関 3 の患者IDの情報を返書の形で医療機関 2 に送信（郵便、FAX等）

医療機関3の患者ID

- 1 3. 医療機関 2 での患者Aの診療情報を参照

医療従事者B

- 1 4. 診療情報（SS-MIXデータ）を作成



※診察と情報確認の手順は、医療機関により異なる。

- 1 5. 医療機関 3 での患者Aの診療情報を参照可能

【運用想定】

患者Aは過去に医療機関 1 を受診したことがある。その際は診療上必要なく、東総医NWの説明を受けていない。
 今回、医療機関 2 を受診し、さらなる加療を目的に医療機関3に転院することになった。転院にあたり医療機関 2 で東総医NWの説明を受け、参加同意を示した。
 その後、患者Aは医療機関 3 を受診。診療情報提供書と共に東総医NWに参加同意があることを確認した。

A社

B社

東京都総合医療ネットワーク

STEP1：病病連携

ネットワークX

ネットワークY

ネットワークZ

医療機関 1

医療機関 2

医療機関

医療機関 3

医療機関

電子カルテ

電子カルテ

電子カルテ

電子カルテ

電子カルテ

NW参加
同意の取得

NW参加
同意の確認

医療機関 2 と 3 との間での
診療情報共有に対する
患者Aの同意

診療所 a

診療所 b

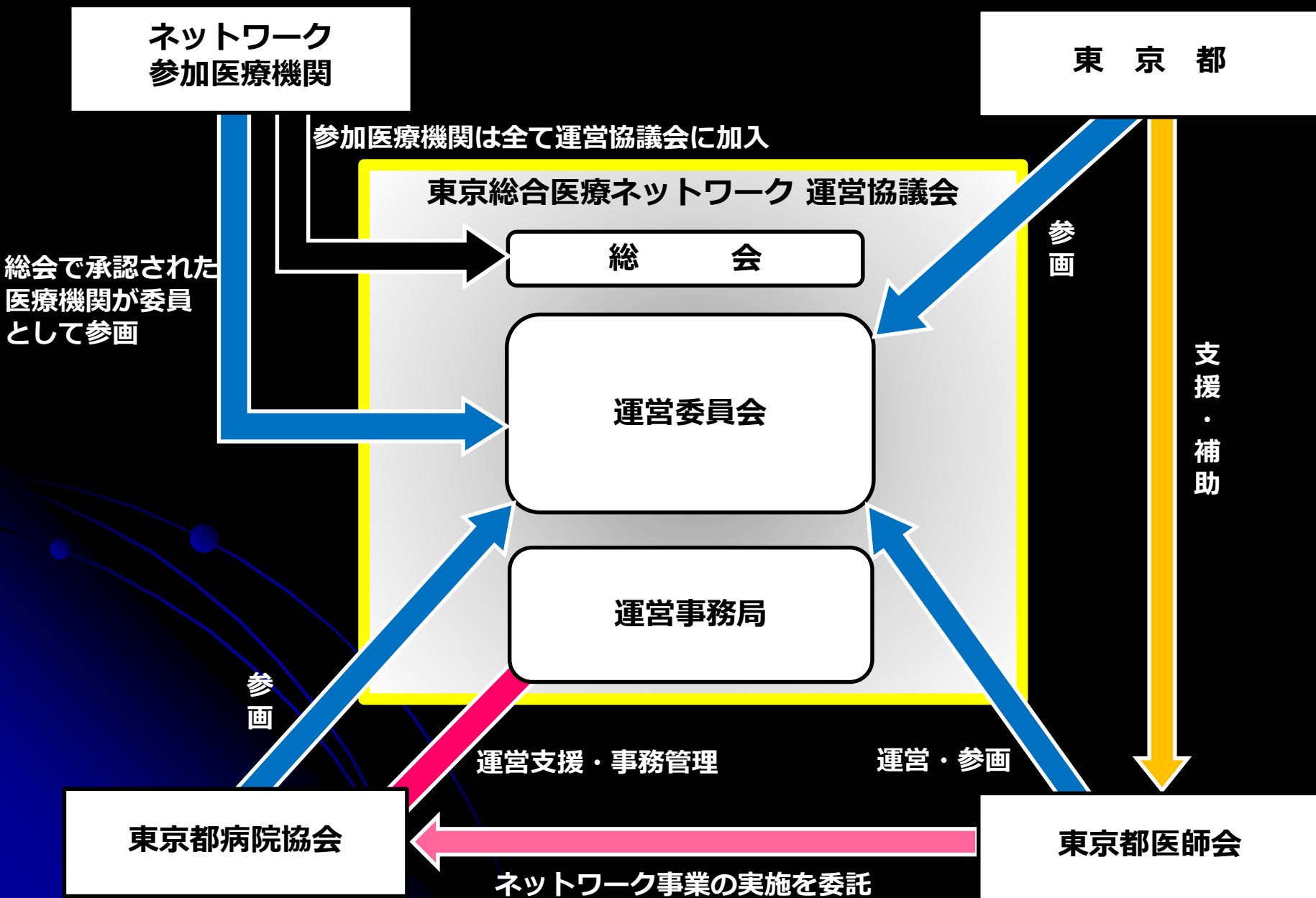
診療所 c

診療所 d

診療所 e

STEP1において病院・診療所等の診療情報参照施設は、所属するネットワーク内での利用となり、これまでと同様の運用に従う

運営協議会組織図(案)



東京総合医療ネットワーク 運営協議会設立と実施スケジュール(案)

平成29年3月	運営協議会設立に向けた準備 東京都、東京都医師会、東京都病院協会、 電子カルテベンダー等と協議
4月頃	東京都からの補助(ICTシステム構築に関する支援) 運営協議会の設立
6月頃	参加を検討している医療機関を対象とした説明会
平成29年度内	モデル事業の段階的实施

おわりに

東京都における医療連携ネットワークの構築には、地方都市圏にはない難しさがある。しかし2025年問題を見据え、東京都全域において地域医療を担う医療機関の切れ目のない継続した連携の強化・推進を図ることは、喫緊の課題である。

この際、診療情報の共有化のためのICTを活用したネットワークの構築は、医療連携の基盤を成す手段として主軸を担うものと考えられ、加えてこれまで個々の医療施設で築き上げた医療連携システムを融合し、さらに強固で安全なものにすることで、より多くの患者や医療機関にとり有用で有効なシステムに成長するものと思われる。

今般、東京総合医療ネットワークの構築と運営協議会の設立に向け、関係各位のご理解とご協力の下、具体的な行動を開始した。今後、一日も早くネットワーク運用が開始できるよう、東京都医師会地域医療連携システム構築検討委員会は精一杯努める所存である。